



旨でありますから、委員会一致のその御要望に対して、法務省としても善処することをここで確約いたしておきます。

○鴨田委員長 これにて三案に対する質疑は終了いたしました。

○鴨田委員長 これより三案に対する討論に入るのでありますが、それぞれ討論の申し出がありませんので、これより各案を順次採決いたします。まず、民事執行法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、仮登記担保契約に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、司法書士法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○鴨田委員長 この際、ただいま可決いたしました司法書士法の一部を改正する法律案に対し、山崎武三郎君外六名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同、新自由クラブ及び無党派クラブ共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。山崎武三郎君。

○山崎(武)委員 私は、提案者を代表して、附帯

決議案の趣旨について御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

司法書士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、司法書士法の改正に対応して、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

- (一) 登記従事職員の増員、登記所の施設及び環境の整備、
- (二) 不動産登記法第十七条の地図の整備及び不動産の表示登記事務処理体制の充実強化、
- (三) 不鮮明な登記簿謄抄本の解消など乙号事務処理の適正迅速化、

二 司法書士会が行う研修事業に積極的に協力し、司法書士が登記供託及び訴訟等の手続の専門家として真に国民の信頼に応え得るよう、その品位と資質の向上を図ること。

三 司法書士会の自主的な内部規律により司法書士に対する国民の信頼を高め、社会的地位が向上するよう、司法書士会の指導に努めること。

四 司法書士法の国家試験制度の運用にあつては、司法書士に対する社会需要の状況に適切な配慮をすること。

五 司法書士に対する公共登記の嘱託について積極的にこれを推進するよう努めること。

六 司法書士の報酬制度について、実情に則した改善を図ること。

七 コンピューターシステムを登記事務に採用する問題については、日本司法書士会連合会を含む関係者の意見を尊重しつつ、慎重に検討し、国民の権利の保全に遺憾のないよう期すること。

本案の趣旨については、委員会の質疑の過程ですらに明らかになっておりますので、省略いたします。何とぞ本附帯決議案に御賛同あらんことを願

いたします。

○鴨田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決に入ります。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、瀬戸山法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。瀬戸山法務大臣。

○瀬戸山國務大臣 まずお礼を申し上げます。民事執行法案、仮登記担保契約に関する法律案、司法書士法の一部を改正する法律案、この三案につきましては、委員会において精力的な御審議をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

なお、ただいまの司法書士法の一部を改正する法律案についての附帯決議につきましては、委員会における決議の趣旨を十分尊重いたしましたので努力いたしましたと思います。

○鴨田委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました三法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鴨田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午前十一時十九分散会